

第 26 回太宰府市自治基本条例審議会

平成 27 年 9 月 10 日（木）午後 7 時～

於太宰府市役所 4 階大会議室

出席者；

欠席者；

次 第

1.開 会

2.会長挨拶

議 事

1 会長・副会長たたき台について

2 その他

閉会

【次回以降の予定】

9 月 1 7 日（木） 1 9 時～市役所 4 階大会議室

1 0 月 2 7 日（火） 1 9 時～市役所 4 階大会議室

第 1 4 回から 2 2 回審議会における再確認事項

◆第 16 条について

第 2 4 条 協働（第 2 0 回審議会より）

市民意見 No2：補助金等について別途「財政運営」のところで設けてよいかもしれない

嶋田：「補助金等について財政運営のところで設ける」の意見ですが、財政運営のところで、補助金等を入れるかは再度議論させて頂きたいと思います。

◆第 17 条について

第 1 2 条 職員の役割及び責務（第 1 5 回審議会より）

森田：少し、議論の質が違うかもしれません。第 12 条は職員の、どちらかというとな個人的な責務というかたちで、全体で見ると、職員のシステムを持っていかなければいけないという組織上の問題があるのではないかと思うわけです。つまりそれに答えるためのシステムを作り上げなければいけない。つまり、職員の個人的責任なのか、市職員全体の組織としての問題なのかという、そこは議論しなくてもよいのかということを読みながら感じたところです。

嶋田：それはいちおう、第 17 条で規定しようとしています。第 17 条第 2 項で「市長等は、第 1 2 条に規定する職員のあるべき姿の実現及び組織力の発揮のため～」と、いちおうここで受け止めているかたちになっています。ただ、これで十分かということは、第 17 条のところで議論させてもらえればと思います。ここはあくまで職員自身の問題ということです。

◆第 17 条について

第 1 7 条 組織及び人事政策（第 1 8 回審議会より）

（市民意見に対して）

嶋田：「市長等は、～長期的な視点に基づく」と「観点」ではなく「」と変えるべきというご意見ですが、観点か？視点か？は、他との平仄を合わせるべきかと思います。そんなに大きく変わるものでもなく、技術的な問題かと思いますので、ペンディングさせていただき、全体の平仄を合わせる、ということにさせて頂ければと思います。

◆第 19 条について

第 1 9 条 審議会等（第 1 9 回審議会より）

市民意見 No3：（ ）内の説明は「太宰府市附属機関設置に関する条例（昭和 60 年条例第 17 号）」に変更を提案します。要するに「地方自治法」を「市の条例」に改めることです。

嶋田：これは、住民訴訟で、最近いくつかの判例が出てきていますが、この「地方自治法～」の書き方は、条例設置主義です。したがって、条例に根拠をおかず要綱にしているところがけっこうあるのです。それに対して「地方自治法 138 条の 4 第 3 項に反するのではないか」、「本来支出する必要がない委員手当を出している」ということで訴訟が起きたりしている。（たたき台案の）「準ずる組織」というのは、条例で定めている以外の設置要綱に基づく様なものが念頭に置かれています。ただ、いずれにしても射程にしては変わらないということになってきますので、これは現行のとおりでよいと思います。ただ、この条文の書き方は間違っています。岐阜市のように（昭和～）と、書き方は修正させて頂きます。現行どおりで問題ないということで、回答させて頂きたいと思います。

◆第 22 条について

第 2 2 条 市民参画（第 1 9 回審議会より）

嶋田：私自身やや、第 22 条において悩んでいて、私もデモクラシーが大事だと思っているのですが、長崎県小値賀町という島がありまして、観光まちづくりで全国的な注目を集めている自治体です。そこは、小民家再生で注目を集めていまして、それを推し進めた高砂さんという中心人物が言われていたことで非常に印象的なことがあったのですが、「まちづくりは多数決ではできない。多数決は質を下げる」ということです。ようするに古民家再生で、古い建物があるところに 2 億円かけて直しているのです。

（中略）

失敗する可能性はあるが、小値賀町の現状を考えると、勝負していかないといけない、という中で、「全国初」というタイトルを得ることが大事である。では、「その政策を、時間をかけてできるのか？」ということは重たい問題としてあると思います。自分で書きながら悩んだ部分ではあります。スピードが求められる政策の領域というものがあるのだろう、と。あくまでも原則としては、市民の意見等を踏まえて決められなければいけない、と思います。ただ小値賀島の事例がありまして、小値賀町にとって 2 億円はとてつもなく大きい。でも高砂さんの言われていることも分からなくはないという気もしていて、そうすると、条文に「原則として～」という文言を入れ込んだ方が良いのか。しかし、それを入れてしまうと、融通無碍になってしまう、というところが非常に悩むところです。時間がきたので、これは議論が白熱すると思いますので、次回にまわさせていただきたいと思います。

◆第 24 条について

条文の構造の問題「協働の位置づけ」（第 1 6 回審議会より）

（市民意見 19 頁、【第 6 章 市政運営】における節構成の変更の提案を受けた。協働の定義に対して「第 24 条 協働」が“市政運営”に含まれることがおかしい、という指摘であった）

森田：“市政運営”という問題と“まちづくり”の問題が、二つに節的に分けられているが、“まちづくり”は広い概念で、ところが“市政参画”は、選挙人が代表を選んで具体的な決定をやる。そこで市民がどのように参画していくかということを検討していて、“まちづくり”はもっと広い意味でとらえられている。たぶん「まちづくりの政策決定」と、「個別的な政策決定」の二つがあって、それに意思を反映させていく時に、どういう風な反映をしていけばいいのか？ということが議論されていない、というご意見だろうと思います。ただ、たたき台は「コミュニティや市民参画とか、いろいろなところで市民がどのレベルでも、政策決定に市民が参画していける」というスタンスで条文がつくられていますので、一概に、この方が理解しているようでもないけど、確かに典型的には“まちづくり”と“市政の運営”については違うという受け取り方をする人はたぶんいるでしょう。

嶋田：その意見はそのとおりでと思います。ただ、どう区別するか、でしょうか。“まちづくり”と言った時は、行政としての太宰府市がやっていること以外のことも含みます。“市政運営”は、あくまで自治体、行政を含めての市政運営でしょう。そこを、どうするかでしょう。ただ、“協働”となると微妙なのです。

（中略）

嶋田：ただ、ここでの主旨は、どちらかという、行政が都合よく協働を使っている、そこにどうにかしたい、ということに力点を置いているから“市政運営”に置いています。行政側の協働のあり方を問題視していこうと思っていて、もしそうではなくて、協働一般、「行政と〇〇」ではなくて、「コミュニティ同士」とか全部含めて協働という概念を理解した上で考えないとい

けないですが、定義の上で「協働」を幅広くとらえているので、“市政運営”に入れるのはおかしいということになってきますね。確かにこれはパブリックコメントのご指摘の通り。

第3条の定義で言う協働とずれがあります。第3条では、もっと幅広く、いろいろな対象を含んでいます。それに対して第24条は、行政側が協働を行う際の留意点・心構えを書いているので、そのような表題に変えるということで、当面ここに位置づけさせて頂き、改めて第24条の協働を議論する中で「やはり違う」ということになれば、そこから外して考えましょう。

◆第27条について

第14条 総合計画（第17回審議会より）

山村：今度の改正地方自治有効利用に広域的な地方自治に定められています。そうすると太宰府市の場合、水道行政に例えるなら、地方自治法に基づく一部組合としての福岡市地方企業団に加盟して、一日6000トンから7000トンの上水を供給しているのですけれども、その場合、広域的福岡市事業団というのは、福岡都市圏の自治体で構成する団体ですけど、やはり、「広域的」を入れておかないと、計画の中にはおりこめないのではないかと。

嶋田：まず、ここは「総合計画」の条文なので、後に「他自治体との連携」があります。今、おっしゃったことは確かに重要な視点ですけれども、ここで入れる必要性はないのではないかと、というのが私の見解です。それで、第27条（65頁、他の地方公共団体及び国等との関係）あたりで、そのことをあらためて確認すれば良いのではないのでしょうか。

（中略）

水本：そういうものは、広域的行政計画というもので、市町村は作ります。この中に入れなくても、連携という言葉は、もちろん大事だけど、広域的な連携は、広域行政計画でやれば良いので、ここで規定しなくて良いと思います。

嶋田：場合によっては、第27条の解説で、そういった消防や水道のことについて言及するという処理をさせて頂ければと思います。